

神奈川県循環型社会づくり計画の改定素案について

神奈川県循環型社会づくり計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5に基づく法定計画であると同時に、県の総合計画及び環境基本計画を支える循環型社会の実現に向けた廃棄物分野の個別計画である。

2023(令和5)年度に現行計画の最終年度を迎えることから、計画の全面的な改定を行うこととし、第76回環境審議会及び県議会令和5年度第2回定例会における改定骨子案に係る審議並びに令和5年度第1回環境基本計画部会における改定素案に係る審議を経て、このたび改定素案をとりまとめた。

1 骨子案からの主な変更点

- 計画期間については、骨子案では2033(令和15)年度までの10年間の計画としていたが、上位計画である神奈川県環境基本計画及び関連計画である神奈川県地球温暖化対策計画の計画期間と同じ2030(令和12)年度までの7年間とした。
- 計画目標について、骨子案で示した目標項目に基づき、それぞれ具体的な目標値等を設定した。
- 施策事業体系について、骨子案で示した柱の構成に基づき、具体的な施策を構成し、事業を位置付けた。

2 現行計画との比較

	現行計画	改定計画
計画期間	2012(平成24)年度～2023(令和5)年度 12年間 ※当初10年計画として策定したが、 コロナ影響で2年間延長	2024(令和6)年度～2030(令和12)年度 7年間
基本理念	「廃棄物ゼロ社会」(継続)	
計画目標	目標1 生活系ごみ1人1日当たりの排出量 (継続) 目標2 事業活動による廃棄物の県内GDP当たりの排出量 目標3 一般廃棄物の再生利用率 (継続) 目標4 製造業における産業廃棄物の再生利用率 目標5 不法投棄等残存量 (継続)	目標2 産業廃棄物の排出量 (見直し) 目標4 産業廃棄物の最終処分量 (見直し)
施策事業体系	大柱「Ⅰ 資源循環の推進」、「Ⅱ 適正処理の推進」、「Ⅲ 災害廃棄物対策」は継続 中柱・小柱は、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進し、2050年脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するよう再構築	

- 基本理念である「廃棄物ゼロ社会」は、循環型社会の形成に向けて、現在においても変わらず必要な考え方であることから、継続とする。
- 計画目標については、これまでと同様の考え方で目標設定することを前提とするが、一部目標については取組の進捗状況が適切に反映されないなどの課題が生じていたことから見直す。
- 施策事業体系については、大柱の構成は継続したうえで、中柱以下については、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進し、2050年脱炭素社会の実現に貢献するよう施策の構成を再構築する。

3 改定素案の概要

(1) 計画の位置付け

廃棄物処理法に基づく法定計画であると同時に、本県における循環型社会の形成に向けて、県民、事業者、市町村、県がそれぞれ主体的に、そして相互に連携して取組を進めるための計画である。

(2) 計画期間

2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間

(3) 基本理念

「廃棄物ゼロ社会」

循環型社会の形成に向け、県民、事業者、市町村がともに目指す姿として、現行計画から引き続き「廃棄物ゼロ社会」を基本理念として掲げ、取組を推進する。

(4) 計画目標

目標項目	目標値	
①生活系ごみ1人1日当たりの排出量	2030年度 608g/人・日 (2019年度 638g/人・日)	← 排出抑制 に関する目標
②産業廃棄物の排出量	2030年度 1,826万トン (2019年度 1,808万トン)	
③一般廃棄物の再生利用率	2030年度 28% (2019年度 24.1%)	← 資源の循環利用 に関する目標
④産業廃棄物の最終処分量	2030年度 263千トン (2019年度 277千トン)	
⑤不法投棄等残存量	前年度より減少	← 適正処理 に関する目標

- 「①生活系ごみ1人1日当たりの排出量」については、各市町村の一般廃棄物処理基本計画に掲げられた削減量をもとに、基準年度（2019（令和元）年度）

から 30 g / 人・日削減する 608 g / 人・日を目標とする。

- 「②産業廃棄物の排出量」については、将来推計の結果や廃棄物処理法に基づく国の基本方針における目標を踏まえ、基準年度（2019（令和元）年度）から 1.8%増加する予測に対して、1%の増加に抑制し、1,826 万トンを目標とする。
- 「③一般廃棄物の再生利用率」については、各市町村の一般廃棄物処理基本計画に掲げられた再生利用率に関する目標をもとに、基準年度（2019（令和元）年度）から 4%向上した 28%を目標とする。
- 「④産業廃棄物の最終処分量」については、将来推計の結果や廃棄物処理法に基づく国の基本方針における目標を踏まえ、プラスチックの資源循環を促進することにより、基準年度（2019（令和元）年度）に対して 5%削減した 263 千トンを目標とする。
- 「⑤不法投棄等残存量」については、基準年度（2021（令和 3）年度）以降前年度より減少し続けることを目標とする。

(5) 施策事業体系

ア 施策の基本的な方向

現行計画における 3つの柱「資源循環の推進」、「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」については継続したうえで、非常災害時を含め、安全・安心な適正処理を前提に、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進し、2050 年脱炭素社会の実現に貢献するよう施策の構成を再構築する。

■大柱Ⅰ「資源循環の推進」

3 R（Reduce（排出抑制：リデュース）、Reuse（再使用：リユース）、Recycle（再生利用：リサイクル））の中で、廃棄物を排出しない取組が最も重要であることから、排出抑制、再使用といった 2 R の取組を優先し、再生利用については、脱炭素社会の実現に向けてリサイクルの質の向上を目指す。

また、プラスチックなど化石資源を原料とするものは、再生可能な資源に置き換える Renewable（リニューアブル）の取組も推進する。

■大柱Ⅱ「適正処理の推進」

人口減少等の社会情勢の変化に対応し、持続可能な適正処理を確保するため、市町村と連携して広域的なごみ処理体制の確保に係る取組を進めるとともに、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対する指導や不法投棄の未然防止対策を推進する。

また、海洋プラスチック問題を解決し、美しい県土を守るため、県内全域においてクリーン活動を推進する。

■大柱Ⅲ「災害廃棄物対策」

災害時には災害廃棄物を円滑・迅速に処理できるよう「神奈川県災害廃棄物処理計画」に基づき、引き続き、国、市町村等とともに協力体制の構築等を進める。

イ 施策事業

施策の基本的な方向に基づき、次の施策体系により県民、事業者、市町村と連携・協働を図りながら取組を推進する。

大柱Ⅰ 資源循環の推進

中柱1 排出抑制、再使用の推進

- 小柱(1) 県民のライフスタイル変革の促進
- 小柱(2) 事業者の取組の推進
- 小柱(3) 市町村と連携した取組の推進
- 小柱(4) 広域的な取組の推進

中柱2 再生利用等の推進

- 小柱(1) 質の高いリサイクルの推進
- 小柱(2) 上下水道汚泥の再生利用の推進
- 小柱(3) 建設廃棄物のリサイクルの推進
- 小柱(4) 各種リサイクル制度の推進

中柱3 環境教育・学習及び人材育成の推進等

- 小柱(1) 環境教育・学習の推進
- 小柱(2) 排出事業者・処理業者における人材育成の推進
- 小柱(3) 環境関連技術の研究、開発の推進

中柱は、一般廃棄物・産業廃棄物という廃棄物の種類による分類から、3Rのうち、**2R（排出抑制・再使用）とリサイクル（再生利用）**等の分類に変更し、小柱についても見直し

大柱Ⅱ 適正処理の推進

中柱1 廃棄物の適正処理の推進

- 小柱(1) 一般廃棄物の適正処理の推進
- 小柱(2) 産業廃棄物の適正処理の推進
- 小柱(3) PCB廃棄物の確実な処理
- 小柱(4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理の促進

PCBについては、処理の道筋が立ったことから小柱に移行

中柱2 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進

- 小柱(1) 不法投棄を許さない地域環境づくり
- 小柱(2) 産業廃棄物の不適正処理対策の推進
- 小柱(3) 不法投棄の原状回復に向けた取組

海岸を含めた全県でのクリーン活動の推進に構成を見直し

中柱3 クリーン活動の推進

- 小柱(1) 県民、市町村、事業者等と連携したクリーン活動の推進
- 小柱(2) 情報提供の充実等による普及啓発

大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

改定後の「神奈川県災害廃棄物処理計画」に基づき取組を進める

(6) 計画の進行管理

毎年度、計画目標の値に対する排出量等の実績、各種事業の実施状況について把握し、その結果を県ホームページに掲載する。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年9月 県議会へ素案を報告
- 10月 県民意見募集、廃棄物処理法に基づく市町村への意見照会
- 12月 環境審議会で改定案を審議、審議会会長から知事に答申
- 令和6年2月 県議会へ改定案を報告
- 3月 計画改定